

労働者派遣基本契約書

千葉市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、受注者がその労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、発注者に派遣するにあたり、次のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

2 発注者は、第1項の趣旨を徹底させるため、受注者に対して誓約書を提出させるものとする。

（契約の目的）

第2条 受注者は、本契約及び労働者派遣法に基づき、受注者の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を発注者に派遣し、発注者は派遣労働者をその指揮監督の下に就業させ、発注者はその対価として受注者に代金（以下「派遣委託料」という。）を支払うものとする。

（総則）

第3条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、労働者派遣を行い又は労働者派遣を受け入れるに当たり、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）、その他日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 発注者は、派遣労働者を適切に派遣させるため、派遣に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い派遣を行わなければならない。

3 受注者は、この契約に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、派遣労働者の従事する業務（以下「派遣業務」という。）を遂行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 本契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また受注者は、発注者

に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(個別の労働者派遣契約締結)

第4条 発注者及び受注者は、受注者が発注者に労働者派遣を行う都度、個別の労働者派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結し、派遣業務の内容、就業の場所、派遣労働者に対する直接の指揮命令者に関する事項、派遣期間、その他労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに従い、個別契約に含めるべき事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第5条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中に締結される民間保育園給付等業務の労働者派遣契約の個別契約に適用する。ただし、個別契約において本契約と異なる定めがある場合は、個別契約の定めを優先する。

(適正な就業の確保)

第6条 発注者と受注者は、互いに労働者派遣法その他関係法規を遵守することを誓約し、派遣労働者の安全、衛生の確保に努めなければならない。

2 発注者は、派遣労働者を受け入れるに際し、派遣労働者が円滑、的確に就業できるように業務上その他職場における留意事項について派遣労働者に対し助言等を行なうと共に、苦情処理の方法等がある場合には、これについて説明を行わなければならない。

3 受注者は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、発注者の業務遂行に支障を生じさせないよう、又は発注者の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないよう、適正な措置を講じなければならない。

(金銭・有価証券の取り扱い等)

第7条 発注者は、原則として派遣労働者に金銭、有価証券、その他これに類する証券及び貴重品を取り扱わせないものとする。

2 発注者は、派遣労働者を、自動車、原動機付の車両を使用する業務に一切就業させないものとする。

(善管注意義務等)

第8条 受注者は、派遣業務の処理につき、その業務の目的に従い、善良なる管理者の注意を持って誠実に業務を処理しなければならない。

2 受注者は、発注者の業務遂行に支障及び不都合が生じないよう努めるものとし、派遣労働者が就業先の指揮命令者等の指示に従うようにするとともに、就業先の秩序維持を保つようにしなければならない。

(年次有給休暇)

第9条 受注者は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として、発注者へ事前に通知するものとする。

2 発注者は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の正常な運営に支障をきたすときは、必要な代替者の派遣を要求することができる。

(派遣労働者の安全衛生等)

第10条 発注者は、派遣労働者に対し、労働者派遣法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）、労働者派遣事業の適正な運営

の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）その他の法令及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）等に定められた派遣先としての責任を負うほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の趣旨に沿って快適な作業環境の保持に努めるものとする。

2 発注者は、指揮命令者に派遣労働者の就業条件、労働基準法（昭和22年法律第49号）の適用事項等を周知し、派遣労働者の就業条件を維持するものとする。

3 発注者は、派遣労働者の受入れに際し、派遣労働者が円滑に就業できるよう、業務上の必要事項、その他留意事項、苦情処理の方法及び利用可能な福利厚生についての説明を行うものとする。

（業務災害等）

第11条 受注者は派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、労働基準法で定める使用者の責任並びに労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）で定める事業主の責任を負う。

2 発注者は、受注者の行う労災保険の申請手続き等について必要な協力をしなければならない。

（派遣先責任者）

第12条 発注者は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者の中から、就業場所ごとに派遣先責任者を選任するものとする。

2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、個別契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣就業の確保のための措置を講じなければならない。

（派遣元責任者）

第13条 受注者は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者の中から、就業場所ごとに派遣元責任者を選任するものとする。

2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

（指揮命令者）

第14条 発注者は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、本契約に定める事項及び個別契約に定める就業条件を守って派遣業務に従事させるものとし、自己の雇用する労働者の中から就業場所ごとに指揮命令者を選任しなければならない。

2 指揮命令者は、派遣業務の処理について、個別契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、派遣業務処理の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。

3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも発注者の職場維持・規律の保持・営業秘密及び個人情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

4 指揮命令者が不在の場合、発注者は、予め派遣労働者に対して代理命令者を示しておくよう努めるものとする。

（苦情処理）

第15条 発注者及び受注者は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理方法、発注者・受注者間の連絡体制等を定め、個別契約書に記載する。

(派遣労働者の特定を目的とする行為の禁止)

第16条 発注者は、個別契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為（例えば、受け入れる派遣労働者を選別するために行なう事前面接、履歴書の事前の送付要請、若年者への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）を行ってはならず、受注者は、これらの行為に協力してはならない。ただし、派遣労働予定者が、派遣予定先の場所や環境面を事前に点検する目的のため、自らの判断に基づき、派遣就業開始以前に、当該派遣予定先を訪問することを希望した場合は、この限りではない。

(派遣労働者の選定)

第17条 受注者は、個別契約に基づき派遣労働者を派遣するにあたっては、派遣業務を遂行するために必要な技術、能力、経験、知識、資格等を有する者を選定し、労働者派遣法第35条に定める当該派遣労働者の氏名、性別、その他の事項を書面により発注者に対して通知するものとする。

(派遣労働者の交替等)

第18条 発注者は、派遣労働者が派遣業務を遂行するにあたり、遵守すべき発注者の業務処理方法、職場の規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、その理由を付して、受注者に対し派遣労働者の交替を要請することができるものとする。受注者は、この交替要請がなされたときは、速やかに調査するものとし、当該交替要請が不当でないと認められた場合には、遅延なく発注者の要求する資格条件に合致する者と交替の上、新たな派遣労働者を派遣しなければならない。

2 受注者は、発注者へ事前の通知の上、発注者に派遣中の派遣労働者を交替することができる。

3 受注者は、通年の派遣労働者について、病気、事故等その他の事由により派遣労働者の人員に欠員が生じるおそれがある場合には、当該事由が判明した時点で直ちに代替要員の手配を行い、5営業日以内に当該欠員の補充を行わなければならない。

ただし、発注者が受注者に対し、欠員補充の必要がない旨連絡したときはこの限りではない。

4 受注者は、2・3か月の短期間の派遣労働者について、特に安定した就業が見込まれる者を選任するよう努めなければならない。

また、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 派遣労働者が無断欠勤した場合、又は連続して2日以上欠勤した場合には、受注者は翌営業日までに当該労働者の交代措置を講じなければならない。

(2) 派遣労働者が3日以上連続して勤務できない見込みが生じた場合には、当該事由が判明した時点で直ちに代替要員の手配を行い、3営業日以内に交代させるものとする。

(3) 前各号の場合において、受注者は発注者の業務に支障が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

ただし、発注者が受注者に対し、欠員補充の必要がない旨連絡したときはこの限りではない。

(二重派遣及び雇用の禁止)

第19条 受注者は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を発注者に再派遣してはならない。

2 発注者は、受注者から派遣を受けた派遣労働者を第三者に対して再派遣してはならない。

3 発注者は、派遣契約期間中は、受注者の派遣労働者を雇用してはならない。

(派遣委託料)

第20条 発注者が受注者に対して支払う派遣労働者1人1時間あたりの派遣料金単価（以下「基本単価」という。）は、〇,〇〇〇円とし、契約単価は基本単価に消費税額及び地方消費税額を加えた〇,〇〇〇円とする。

2 1日の実労働時間が8時間を超える勤務及び1週40時間の法定労働時間を超える勤務時間についての派遣料金の単価は、基本単価の25%増の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前項の時間外派遣が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合の派遣労働者1人1時間当たりの金額は、前項の規定にかかわらず基本単価の50%増の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

4 個別契約に定める就業日以外の勤務における派遣労働者1人1時間当たりの金額は、基本単価の35%増の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

5 前項における勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合の派遣労働者1人1時間当たりの金額は、前項の規定にかかわらず基本単価の60%増の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

6 発注者及び受注者は、業務内容の著しい変更又は物価、賃金水準の高騰等経済情勢の著しい変動により、契約単価に改定の必要が生じたときは、発注者・受注者協議の上改定することができる。

(報告及び実労働時間の把握)

第21条 受注者は、派遣労働者が、毎日業務を完了の都度、第14条に規定する指揮命令者に、受注者の用意するタイム管理シート（以下「タイム管理シート」という。）により業務完了の報告をするよう、派遣労働者に対する指導を徹底する。

2 受注者は、派遣労働者の各月末日の勤務終了後、タイム管理シートにより、発注者の指定する職員から派遣労働者勤務の確認を受けることとする。

(派遣料金の計算及び支払)

第22条 派遣料金の計算期間は、月の初日から当月末日までの1か月とする。

2 受注者は、毎月末に、前条に定めるタイム管理シートに記載された派遣労働者の実労働時間に契約単価を乗じた額により当月の派遣料金を算定するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 受注者は、前項により算定した各月の派遣料金を年度ごとに合計し、各年度の履行期間終了後、速やかに発注者に請求するものとする。

4 第20条の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

5 前条に定めるタイム管理シートの各派遣労働者の1か月の勤務時間については、第20条の単価の区分ごとに集約するものとし、その集計した時間に1時間未満の端数が生じたときは、15分単位とし（15分未満の端数はこれを切り捨てとする。）60で除して得られた数値とする。

6 発注者は、第3項による適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請求金額を受注者へ支払うものとする。

- 7 派遣労働者が、発注者の指揮命令に従った就業を行わない場合、受注者は発注者に対して当該就業分に対する派遣料金を請求できないものとする。
- 8 派遣労働者が、欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退等によって欠務した場合、受注者は発注者に対し当該欠務分に相当する派遣料金を請求できないものとする。
- 9 前3項の規定にかかわらず、発注者の責に帰すべき事由により派遣労働者が派遣業務を遂行することができなくなった場合は、受注者は、発注者に対し派遣料金を請求することができるものとする。
- 10 発注者は、派遣労働者の通勤に要する費用その他派遣労働者が就業するために必要な費用は支払わない。

(条件変更等)

第23条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、図面等が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第24条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約単価の変更方法等)

第25条 契約単価の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 本契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第26条 派遣業務を行うにつき派遣労働者の故意又は重大な過失により生じた損害（次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項に基づいて、又は関連して受注者が負担する損害賠償責任の合計額は、当該個別契約に関わる個別派遣期間の派遣委託料金相当額を上限とする。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 派遣業務を行うにつき派遣労働者の故意又は重大な過失により第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 派遣労働者が派遣業務を行うにつき通常避けることができない事由により第三者に及ぼした損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、派遣労働者の故意又は重大な過失により生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

5 本条において、または関連して受注者が負担する損害賠償責任の合計額は、当該個別契約に関わる個別派遣期間の派遣委託料金相当額を上限とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第28条 受注者は、この契約上の地位を第三者に承継させ、あるいはこの契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者がこの契約の目的物に係る業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の派遣委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、派遣委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(派遣労働者等の個人情報の保護と適正な取扱い)

第29条 受注者が発注者に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条及び同法施行規則の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合及び他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

2 発注者及び受注者は、本契約及び個別契約の履行にあたり知り得た派遣労働者の個人情報を本契約期間中、契約完了後の如何を問わずこれを他の目的に使用し、又は他に開示・漏洩してはならない。

(業務秘密の保持及び規律の遵守)

第30条 受注者及び派遣労働者は、本契約及び個別契約の履行にあたり知り得た発注者に関する全ての事項につき、本契約期間中、契約完了後の如何を問わずこれを他の目的に使用し、又は他に開示・漏洩してはならず、受注者は、各派遣労働者に当該義務を遵守させなければならない。

2 受注者及び派遣労働者は、本契約及び個別契約を履行するにあたり、関係法令及び千葉県個人情報保護条例、別記「個人情報保護特記事項」を遵守し、個人情報の適切な管理をしなければならず、受注者は、各派遣労働者に当該義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、受注者の前各項の規定に反する行為に対してはもとより、派遣労働者の前各項の規定に反する行為についても責任を負うものとする。

4 受注者は、本契約に基づく派遣業務の実施にあたり、次の各号（発注者の指定する様式によるものをいう。）に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 秘密の保持に係る誓約書

(2) 派遣労働者からの情報の保護に関する誓約書

(3) セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書

5 発注者は、前項にあげる書類のほか、業務に関し必要な関係書類を受注者に提出させることができる。

(知的財産権)

第31条 派遣労働者が派遣業務遂行に際して作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は発注者に帰属する。

2 派遣労働者が派遣業務の遂行に伴って行った発明、考案等に関する特許権、実用新案権等（特許、実用新案等を受ける権利を含む。以下、著作権とあわせて「知的財産権」という）は、原則として発注者に帰属する。

3 前2項に定める他、発注者と受注者（派遣労働者を含む）間に特段の定めのない限り、法令の定めに従って取扱うものとする。ただし、これにより難しい場合は、発注者、受注者及び派遣労働者の間で誠意をもって協議決定するものとする。

(著作権の侵害の防止)

第32条 受注者は、派遣労働者が作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害することがないように派遣労働者を指導する。

2 受注者は、派遣労働者が作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、発注者の指揮命令者その他発注者が使用する者の派遣労働者に対する指揮命令等により生じた場合、その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第33条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第35条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第28条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 委託期間内に業務が完了しないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第35条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第28条第1項の規定に違反して派遣委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第28条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (8) 受注者について、支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (9) 受注者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (10) 受注者が労働者派遣法又はその他関係法令に違反したとき。
- (11) 受注者が労働者派遣法第14条第1項の規定により労働者派遣事業の許可が取り消されたとき、又は同条第2項の規定により労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命じられたとき。
- (12) 本契約について受注者が不法行為をしたと発注者が認めたとき。
- (13) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣委託料債権を譲渡したとき。
- (14) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (15) 公正取引委員会が、受注者（共同企業体にあつては、その構成員。以下次号及び第12号において同じ。）に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (16) 公正取引委員会が、受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (17) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第36条 第34条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第37条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第38条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第24条の規定により仕様書を変更したため派遣委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第25条の規定による業務の中止期間が委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第39条 第37条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるとき

は、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第40条 この契約が解除された場合には、第2条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、発注者が確認した派遣労働者の勤務があるときは、発注者は、当該勤務に対する派遣委託料を支払わなければならない。

3 前項に規定する派遣委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(個別契約の中途解除)

第41条 発注者は、自己のやむを得ない事情により派遣契約を継続する必要がなくなったときは、受注者の同意を得ることはもとより、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るかあらかじめ30日前までに書面により受注者に通知することにより、個別契約が終了する前に残余の個別契約期間の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に定める解除についての詳細は、個別契約の「労働者派遣契約の解除に当たって講じる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置」の項に定める。

(契約解除の制限)

第42条 発注者は、派遣労働者の信条、性別を理由として、本契約及び個別契約を解除することはできない。

(発注者の損害賠償請求等)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第34条又は第35条の規定により、契約期間中にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は派遣委託料（契約締結後に派遣委託料の変更があった場合には、変更後の派遣委託料。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第33条又は第34条の規定により契約期間中にこの契約が解除されたとき。

(2) 契約期間中に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、派遣委託料から既払金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率で計算した額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第44条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第37条又は第38条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第22条第6項の規定による派遣委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第45条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）は、この契約に関して第35条第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（1）第35条第15号又は第16号に該当する場合において、確定した命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合。

（2）第35条第17号のうち、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。

2 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。）により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該

納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。

- 3 この契約に関し、受注者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときにおいては、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。
 - 4 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前3項に規定する契約単価に発注予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額のほか、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第2項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第2項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第96条の6又は第3項に規定する刑に係る確定判決において、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 5 第1項から第4項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
 - 6 第1項から第4項までに規定する場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。
 - 7 受注者は、契約の履行を理由として、第1項から第4項までの賠償金を免れることができない。
 - 8 受注者が第1項から第4項までの賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 9 第1項から第4項までの規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

(賠償金等の徴収)
- 第46条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から派遣委託料支払いの日まで、法定利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき派遣委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約保証金)

第47条 要(千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は免除)。

(契約期間)

第48条 本契約期間は令和8年 月 日から令和11年12月31日までとする。

(契約書の解釈等)

第49条 前各条に定めるほか、本契約に関し、条文の解釈に疑義を生じたとき又は各条文に定めのない事項については、その都度、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者・受注者双方記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者

千葉市中央区千葉港1番1号

千 葉 市

千 葉 市 長 神 谷 俊 一

受注者

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者又は受注者は、委託開始日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前契約金額（未履行分）（契約金額から当該請求に係る契約金額変更の基準とした日時点の既履行分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後契約金額（未履行分）（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額（未履行分）に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前契約金額（未履行分）の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、契約金額の変更に係る詳細事項は、別紙「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前契約金額（未履行分）及び変動後契約金額（未履行分）は、この条に基づく契約金額変更の基準とした日をもとに賃金水準の変動率等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、この条に基づく請求に係る協議書を発出した日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「委託開始日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 この条に基づく請求に係る協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。